

福岡市地下鉄空港線・箱崎線

新型車両用補助電源設備

(令和3年11月25日公告) に係る

## 入札説明書

福岡市交通局総務部財務課

注意)

本案件は一般競争入札です。

この入札に参加希望の方は、入札説明書に従い、競争入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

## 入札説明書

「福岡市地下鉄空港線・箱崎線新型車両用補助電源設備」の購入に係る一般競争入札について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和3年11月25日

2 契約担当課

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市交通局総務部財務課（6階）  
電話 092-732-4117 FAX 092-721-0754

3 入札に付する事項

(1) 購入等件名 福岡市地下鉄空港線・箱崎線新型車両用補助電源設備

(2) 購入物品の特質及び数量 ※詳細は技術仕様書のとおり

新型車両用補助電源設備 18組

(3) 納入期限 完成車両の納入期日の6カ月前から3カ月前までを基本とする。

※詳細は技術仕様書のとおり

【参考】完成車両の納入期日

第01・02編成	令和6年4月1日から令和6年10月31日まで
第03編成	令和6年12月2日から令和7年2月28日まで
第04編成	令和7年4月1日から令和7年5月30日まで
第05編成	令和7年6月2日から令和7年7月31日まで
第06編成	令和7年8月1日から令和7年9月30日まで
第07編成	令和7年10月1日から令和7年11月28日まで
第08編成	令和7年12月1日から令和8年1月30日まで
第09編成	令和8年4月1日から令和8年5月29日まで
第10編成	令和8年6月1日から令和8年7月31日まで
第11編成	令和8年8月3日から令和8年9月30日まで
第12編成	令和8年10月1日から令和8年11月30日まで
第13編成	令和8年12月1日から令和9年1月29日まで
第14編成	令和9年4月1日から令和9年5月31日まで
第15編成	令和9年6月1日から令和9年7月30日まで
第16編成	令和9年8月2日から令和9年9月30日まで
第17編成	令和9年10月1日から令和9年11月30日まで
第18編成	令和9年12月1日から令和10年3月31日まで

(4) 納入場所 姪浜車両基地（福岡市西区下山門四丁目1番1号）を基本とする。

※詳細は技術仕様書のとおり

(5) 契約方法 総価契約

## 【技術仕様書の配布について】

技術仕様書は、下記(1)(2)の方法により配布する。

なお、当該技術仕様書を本件の入札又は履行以外の利用に供してはならない。

### (1) 窓口配布

技術仕様書は前記2の契約担当課窓口（以下「財務課」という。）において希望者（※ただし、入札参加の可能性がない個人等は除く）に配布する。（配布期間：令和3年1月25日（木曜日）午前10時から令和3年1月26日（月曜日）午後4時まで（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

希望者は前日（配布開始日、休日を除く）午後4時までに、希望者名、訪問日時を記載の上、財務課にFAXすること。（様式不問）※ただし、配布開始日当日に訪問希望の場合は事前に電話連絡すること。

### (2) 郵送配布

窓口への訪問が難しい場合は、財務課に事前に電話連絡の上、宛先を明記した、郵便局のレターパックプラスを、令和3年1月30日（火曜日）までに財務課まで到着するよう送付すること。

その際、郵送による送付希望であることを明記した書類（様式不問）を同封すること。なお、送付する技術仕様書は1部とする。

※その他、外国からの希望等、(1)(2)いずれの配布方法にもよりがたい事情がある場合は、財務課へ連絡の上、財務課の指示に従うこと。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

また、本調達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定適用を受けるものであり、参加については国内の供給者及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する欧州連合等の供給者に限る。

- (1) 次のいずれかの要件を満たす者であること。なお、この要件を5に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者でこの入札に参加しようとする者は、5に定める審査申請を行う必要がある。
  - ア 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：物品）」の申請区分業種「鉄道資材」、取扱「販売」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれていること。
  - イ 「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿（種別：物品）」の申請区分業種「鉄道資材」、取扱「販売」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措

置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税猶予を受けている者は滞納をしていない者とみなす。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税猶予を受けている者は滞納をしていない者とみなす。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 鉄道車両用の補助電源設備の納入実績を有すること。

## 5 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に4に掲げる入札参加資格のうち(1)に掲げる要件を満たしていない者でこの入札に参加しようとする者は、次に従い特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）を行う必要がある。

### (1) 提出書類及びその提出期間

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

令和3年11月25日（木曜日）午前10時から令和3年12月6日（月曜日）午後4時まで（休日を除く。）に提出すること。

イ (4)に定める必要書類

(3)の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

### (2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

### (3) 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部財務課（6階） 電話 092-732-4117

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

### (4) 審査申請の要件及び必要書類等

「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。当該要領は、次のホームページからダウンロードすることができる。

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

### (5) 審査結果の通知

審査の結果については、開札時までに審査申請を行った者に通知するとともに、審

査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

## 6 入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため次に従い競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、福岡市交通事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

### (1) 確認申請の受付期間

令和3年11月25日（木曜日）午前10時から令和3年12月6日（月曜日）  
午後4時まで（休日を除く）

### (2) 資料の内容

#### ア 実績確認調書（様式第1－1号）

入札参加資格のうち、4の(8)に係る資格があることを証する事項を記載すること。

#### イ 実績確認資料

入札参加資格のうち、4の(8)の実績が確認できる契約書の写し及び仕様書又は発注者の証明書及び仕様書を提出すること。

※ただし、福岡市交通局（以下「本局」という。）において、上記資料のみでは確認ができないと判断した場合、その他の資料提出を求めことがある。その場合は、本局の指示に従い、速やかに資料を提出すること。

### (3) 外国に本店がある事業者（日本に支店登記がない場合）の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 確認申請書は日本語で作成するとともに、その他の資料のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

### (4) 確認申請書及び資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

提出の際は返信用封筒として、表に代表者の住所・氏名を記載し、94円切手を貼付した長3号封筒を、申請書と併せて提出すること。

### (5) 確認申請書及び資料の提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部財務課（6階） 電話 092-732-4117

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

### (6) その他

ア 確認申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された確認申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された確認申請書及び資料は返却しない。

エ 提出期限後における確認申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 7 入札参加資格の確認結果

- (1) 確認申請の結果については、令和3年12月13日（月曜日）までに各申請者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 次に掲げる者は、この入札に参加することができない。
  - ア 所定の期限までに確認申請書及び資料を提出しない者
  - イ (1)の通知において、入札参加資格がないと確認された者
  - ウ 5に規定する審査申請を行う必要がある者にあっては、所定の期限までに審査申請書及び必要書類を提出しない者
  - エ 5(5)に規定する審査結果の通知において、競争入札参加資格を認定されなかつた者
- (3) (1)の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、その後に入札参加資格を失ったと認められる場合又は本局に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかつたことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。
- (4) 入札参加資格がないと確認された者は、(5)に定めるところに従い、書面を提出してその理由の説明を求めることができる。
- (5) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は、次のとおり行う。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - ア 受付期間：令和3年12月14日（火曜日）から令和3年12月17日（金曜日）まで（休日を除く。）
  - イ 受付時間：午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
  - ウ 受付場所：福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市交通局総務部財務課（6階） 電話：092-732-4117
- (6) 説明を求めた者に対しては、令和3年12月22日（水曜日）までに書面により回答する。

## 8 質問の受付

- (1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。
  - ア 受付期間  
令和3年12月14日（火曜日）から令和3年12月20日（月曜日）まで
  - イ 受付時間：午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
  - ウ 受付場所：福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市交通局施設部車両課（5階） 電話：092-732-4225
- エ 質問書の提出方法  
持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）
- (2) 質問に対する回答は令和3年12月27日（月曜日）までに、入札参加資格があると確認された者全員にFAX等で送信する。
- (3) 仕様説明会は行わない。

## 9 入札の日時、場所等

- (1) 入札の日時  
令和4年1月14日（金曜日）午前11時00分

(2) 入札の場所

福岡市中央区大名二丁目 5 番 31 号

福岡市交通局 6 階入札室

(3) 郵送入札の特例

この入札は、上記入札の日時及び場所に出席し入札書を提出することを原則とするが、これに出席することが困難な場合は、郵送による入札書の提出を認める。なお、郵送で提出することについて事前に本局の承諾を得る必要はない。

郵送により入札書を提出する場合は、必ず別紙 1 「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定める方法により下記の期限までに下記の宛先に到着するように郵送すること。

ア 入札書到着期限

令和 4 年 1 月 13 日（木曜日）午後 5 時

イ 郵送宛先

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目 5 番 31 号

福岡市交通局総務部財務課 電話：092-732-4117

(4) その他

やむを得ない事由により入札に参加できなくなったときは、入札辞退届（様式第 1 - 2 号）を提出すること。提出なく入札日時までに参加がない場合又は入札書到着期限までに入札書が郵送されない場合は、棄権とみなす。

## 10 入札方法等

- (1) この入札は、別紙 1 「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定めるところにより行うので、入札者は、これを了承のうえ入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定から契約締結までの間に、措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けた場合は、落札決定を取り消す。

## 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に当該金額の 100 分の 10 相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上を入札保証金として入札前に納付するか、福岡市交通局契約事務規程第 6 条第 3 項に規定する担保を提供し、これらの事実が確認できる書類を入札書に添付して提出すること。ただし、同規程第 7 条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 6 日（休日を除く。）以内に契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付するか、福岡市交通局契約事務規程第 24 条第 3 項に規定する担保を提供すること。ただし、同規程第 25 条の規定に該当

する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

※ 本局が入札保証金又は契約保証金を必要と判断する場合は、「7 入札参加資格の確認結果」の通知の際に、「入札保証金に関する説明書」又は「契約保証金に関する説明書」を別に配布するので、この説明書を確認の上、事務に誤りがないように十分注意するとともに、定められた期限内に必ず納付等の手続を完了すること。

## 12 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

## 13 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札書に必要な記名押印のないもの
- (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 金額を訂正したもの
- (8) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (9) 本局に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
- (10) 別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」において示した方法以外の方法により入札したもの
- (11) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

## 14 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。
- (3) 落札決定から契約締結までの間に、措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けた場合は、落札決定を取り消す。

## 15 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 全員が無効の入札を行ったとき
- (2) 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき

## 16 契約書作成の要否等

契約締結に当たっては、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 17 苦情申し立てについて

- (1) 本件の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、同要綱第2条第1項第1号各号に掲げる事項について、当該各号に該当する者は、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。
- (2) (1)の苦情申立ては、同要綱第3条の規定に基づき、当事者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から起算して10日を経過する日までに書面により行わなければならない。
- (3) (1)の苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、入札の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (4) 苦情申立てについての詳細が提示されているホームページアドレス  
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/complaint.html>

## 18 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、福岡市交通局契約事務規程その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- (4) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (5) 入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市交通局契約事務規程第13条の2各号のいずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の入札参加者と連帶してこの入札に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本局が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。
- (6) 本局に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措置を行うことがある。
- (7) 本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。